

憲法を  
くらしの  
中に

1日  
〜  
7日

は憲法週間です

昭和22(1947)年5月3日、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」を三つの基本原則とする日本国憲法が施行され、今年で63年を迎えます。

日本国憲法

**平和主義**  
戦争を放棄し、戦力を保持しない

**基本的人権**  
・すべての国民は、個人として尊重される  
・基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である  
・不断の努力によって、これを保持しなければならない

**国民主権**  
主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する

人権は、人としての尊厳に基づいて、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利です。すべての人々が、かけがえない存在としての生存と自由を確保し、幸福に生きるために欠かすことのできない権利として保障されています。

しかし、我が国における人権問題は、子ども・女性・高齢者・障害のある人・同和問題など、さまざまな課題があります。

憲法週間の機会に、日常生活を振り返り、すべての人々が豊かな人間関係の中で、暮らすことができるように、あらためて人権について考えてみませんか。

憲法を学ぶ市民の集い



**と き** 7日(金) 18時30分〜20時  
**と ころ** 中央公民館 中講堂  
**演 題** 外国人の人権について考える  
**講 師** 尾道大学経済情報学部准教授 溝淵 裕さん  
**定 員** 150人(先着順)  
※希望者は直接会場へ。  
**講師紹介** 大阪市立大学大学院法学研究科修了。法学概論、日本国憲法を担当。憲法、人権論を研究。さまざまな差別問題に関心がある。

入場無料

問い合わせ先 人権推進課 (☎0848676044 ㊚0848676199)

市民協働推進委員会の委員を募集します

市民協働のまちづくり推進計画に沿って、具体的に協働のまちづくりを進めるための取り組みを検討する委員を募集します。

任 期 2年 募集人数 2人程度

応募資格 市内在住で20歳以上の人

申し込み 20日(木)(消印有効)までに、応募用紙(まちづくり推進課、各支所の地域振興課、市ホームページに用意)に住所、名前、生年月日、電話番号、職業、経歴、応募の動機、協働のまちづくりについての意見(400字程度)を記入し、郵送、ファクス、またはEメールでまちづくり推進課(〒723-8601港町三丁目5番1号 ☎0848676184 ㊚0848676199 E:machizukuri@city.mihara.hiroshima.jp)、または各支所の地域振興課へ

気象庁が発表する**気象警報・注意報**の発表単位が変わります!

5月27日(木)から

気象庁が発表する気象警報・注意報が、市町単位での発表に変わります。

警報などは、これまで「広島県」、「南部」、または「福山・尾三」の区域名称で発表されていましたが、今後は「三原市」として発表されます。

※テレビやラジオなどでは、複数の市や町をまとめた地域の名称を用いて発表する場合があります。



※気象警報・注意報の詳細内容は、広島地方気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/hiroshima/>)で確認することができます。

問い合わせ先 広島地方気象台防災業務課 (☎082・223・3953)

